

答申第165号
平成26年7月4日

神戸市長
久元喜造様

神戸市情報公開審査会
会長 米澤 広一

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について
(答 申)

平成25年11月1日付神都住管第2599号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「共益費収支報告書」の非公開決定に対する不服申立てについての諮問

1 審査会の結論

「共益費収支報告書」(本件申立てにおいて申立人が争っていない部分を除く。)を非公開としたことは妥当ではなく、これを公開すべきである。

2 異議申立ての趣旨

- (1) 異議申立人(以下「申立人」という。)は、神戸市情報公開条例(以下「条例」という。)に基づき、「〇〇自治会 共益費収支決算書(収支報告書) 自治会費収支決算書(収支報告書) H20、21、22、23、24 〇〇住宅について」の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- (2) 市長(以下「実施機関」という。)は、本件請求に対して、当該住宅に係る平成21年度から24年度の「共益費収支報告書」(以下「本件公文書」という。)を特定し、これを非公開とする決定(以下「本件決定」という。)を行うとともに、平成20年度の共益費収支決算書及び各年度の自治会費収支決算書については、公文書を保有していないことによる非公開決定を行った。
- (3) これに対し、申立人は、本件決定を取り消し、非公開とされた本件公文書の公開を求める異議申立て(以下「本件申立て」という。)を行った。なお、申立人は、本件決定以外の上記(2)における公文書を保有していないことによる非公開決定については、異議申立てを行っていない。

3 申立人の主張

申立人の主張を、平成25年10月4日付の異議申立書、平成26年1月31日付の意見書及び平成26年5月21日の意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

〇〇自治会の共益費収支報告書の報告者の個人名は必要としない。知りたいのは収支報告書の項目と金額のみで、報告者の個人名はいらない。個人名を除くと、個人が識別されず個人の権利・利益も害しないので、個人情報には該当しない。

競争上の地位、正当な利益を害するとは、〇〇自治会の共益費収支報告書を公開することによって、どこかの競争上の地位を害するのか、どの箇所が正当な利益を害しているのか、詳細に提示してほしい。収支報告書を住民に公開すると自治会が委縮すると言うが、自治会のどの方が、どのように萎縮するのか、わかりやすく具体的に述べてほしい。

実施機関は収支報告書について、提出義務はなく、任意で提出していただいたものだとしているが、住宅部住宅政策課が指定管理者用に作成した神戸市営住宅等管理標準仕様書の中では、各自治会等に対して毎年市の名義で収支報告書の提出を求めると書かれ

ている。指定管理者は提出された収支報告書を市へ送付すると書かれている。市の名義で提出を求めると書かれているのに、何故任意の提出と言うのか。市の名義で提出を求めれば、提出の義務があると思われる。

提出されている収支報告書は、私が納めている共益費も含まれているので、私の財産を私が確認するのに何の不都合があるのか。住民の私が見たいのは必然的で何の疑問もないはずである。共益費を納めていない神戸市が収支報告書を見ることができ、共益費を納めている住民の私が見られないのはおかしいのではないか。何の為に住民が毎月共益費を自治会に納めているのか。共益費が何に、いくら、どのように使われているのか、運営に対して住民一人一人が収支報告書を知る、見る、聞く権利がある。

4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成 25 年 12 月 11 日付の非公開理由説明書及び平成 26 年 3 月 26 日の事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

共益費収支報告書は、個人情報（報告者名）を含んでいるため、条例第 10 条第 1 号に該当する。

市営住宅の共益費については、共用部の電気代などにあてるため入居者の皆様に徴収及び支出をしていただいております、〇〇住宅では自治会で共益費を管理していただいております。

自治会が集めた共益費を自治会が支出しており、神戸市よりの補助金は含まれていないので、〇〇住宅の共益費は公金ではない。そのため、神戸市が支出内容について報告を求める権限はない。

現状把握のために、共益費の収支報告書を提供していただいているが、何らかの提出義務があるものではなく、あくまで参考資料として提出いただいたもので、公にすることを前提としていない。

参考資料として使用することを説明の上で、管理センターに提出していただいた、入居者の財産の状況は団体のプライバシーともいえるべきものであり、その取扱いには格別の慎重さが求められる。

また、民間団体は、通常、行政からみだりに干渉を受けず、自らの判断と責任により活動する自由が保障されているが、仮に本件公文書を公開すれば、団体の活動に萎縮的効果を与えるおそれがあり、条例第 10 条第 2 号に規定されている法人等の正当な利益を害すると考えられる。

5 審査会の判断

(1) 本件公文書について

本件公文書は、特定の市営住宅の共益費の収支について、当該住宅の自治会が年度ごとに作成し、神戸市へ提出した「共益費収支報告書」である。

(2) 争点

実施機関は、本件公文書を、条例第10条第1号及び第2号に該当し非公開とする決定を行った。これに対し、申立人は、本件公文書を公開すべきとして争っている。

ただし、申立人は主張の中で報告者の個人名は必要としないとしている。本審査会が本件公文書を見分したところ、報告者個人に関する情報としては、「報告者」欄に氏名のほか、印影及び室番号が、「電話番号」欄に電話番号が記載されている。

申立人の主張は、報告者個人のプライバシー情報の非公開については争わない趣旨と考えられるため、「報告者」欄及び「電話番号」欄に記載された内容は、本件申立ての対象外と認められる。そこで、これらについては本審査会の審査の対象としない。

したがって、本件における争点は、本件公文書のうち「報告者」欄及び「電話番号」欄の記載内容を除いた部分についての、条例第10条第2号該当性である。

以下、検討する。

(3) 共益費収支報告書について

実施機関によると、一般に共益費は、市営住宅の共用部の使用及び維持に要する費用として自治会等が住民から徴収し、エレベーター、廊下灯などの電気代、散水栓の水道代、清掃費等に使われている。本件の対象となった住宅では、自治会が共益費を徴収及び管理し、年度ごとに収支報告書を作成して市へ提出している。

共益費には市の公金が含まれているわけではないが、実施機関の職員が職務上取得し、組織的に用いていることから、本件公文書は公開請求の対象となる公文書である(条例第2条第1号)。

公文書に対して公開請求があれば、原則として公開するのが条例の基本理念であり、条例第10条各号に定める非公開情報に該当する情報が記載された部分を除き、公開しなければならない。

(4) 条例第10条第2号該当性について

共益費は市営住宅の共用部の使用及び維持に要する費用であり、住民が快適な生活を送るために、集合住宅であれば当然に発生するものである。具体的には、上述のとおり、エレベーター、廊下灯などの電気代、散水栓の水道代、清掃費等に用いられるものであり、その支出内容や金額は、住民の意向によって自由に決められるものではなく、住宅の規模や設備によってほぼ自動的に決まるものと考えられる。

この点で共益費は、各々の自治会による特別な意向や創意工夫などが反映されることは考えにくい性格のものであり、その支出内容や金額が自治会にとって保護すべき情報を含んでいるとはいえない。

そうした共益費の性格からすると、仮に本件公文書を公開したとしても、当該自治会による特別な意向や創意工夫などが明らかになったり、今後の共益費の徴収・管理の活動において具体的な支障が生じたりすることは想定し難く、自治会の正当な利益を害するとは認められない。

したがって、本件公文書は条例第10条第2号に該当するとはいえず、非公開情報に

該当する情報が記載されていない以上、条例の基本理念から公開が求められる。

(5) その他の非公開理由について

実施機関から聴取したところによると、本件公文書は何らかの提出義務があるものではなく、公にすることを前提としていないので、公開することにより自治会との信頼関係を損ねて、今後の市営住宅管理事務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。実施機関の主張は、条例第 10 条第 5 号の事務事業執行情報に該当するという趣旨と考えられるが、以下の点から妥当ではない。

即ち、実施機関が作成した市営住宅等管理業務標準仕様書には、「指定管理者は、自治会等が管理している共益費について、各自治会等に対し、毎年度、市の名義で収支報告書の提出を求める。提出された収支報告書は、市へ送付する。」と記載されており、収支報告書については自治会に提出義務があるとみるのが相当である。

そして、市から提出を求められた本件公文書について、市に情報公開条例があることは周知のことであり、公にされないことを自治会が当然に期待しているとまでは認められないし、かつ、先に検討したように、自治会による特別な意向や創意工夫などが明らかになるわけではないから、公開したとしても、今後の市営住宅管理事務に支障を及ぼすほどに自治会との信頼関係を損ねるとはいえない。

(6) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成25年11月5日	—	* 諮問書を受理
平成25年12月11日	—	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成26年1月31日	—	* 異議申立人から意見書を受理
平成26年3月26日	第276回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
平成26年5月21日	第277回審査会	* 異議申立人から意見を聴取 * 審議
平成26年6月18日	第278回審査会	* 審議